

東京都環境・防災対応型商店街活性化事業費補助金交付要綱

	平成23年	3月11日付	22産労商地第2158号
一部改正	平成25年	2月27日付	24産労商地第2560号
一部改正	平成26年	3月7日付	25産労商地第2555号
一部改正	平成27年	2月20日付	26産労商地第2444号
一部改正	平成28年	2月23日付	27産労商地第2629号

(通 則)

第1条 東京都環境・防災対応型商店街活性化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、商店街等が取り組み、かつ、普及啓発を行う環境及び防災対策事業に対し、必要な補助金を交付することにより、環境及び防災に対応した商店街への移行と地域社会での取組の推進を図り、もって都内商店街の振興と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定 義)

第3条

- (1) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街
 - イ 商店街の連合会
- (2) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
 - (エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。
- (3) 「商店街の連合会」（以下「連合会」という。）とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(4) 「環境・防災対応型商店街活性化事業」(以下「対策事業」という。)とは、商店街等が行う環境及び防災対策とその成果の普及啓発により、環境及び防災に対応した商店街への移行と地域社会における取組の推進を図る事業であり、別表1に掲げるもの及び東京都知事(以下「知事」という。)が特に認めるものをいう。

(5) 「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、対策事業を行う商店街等をいう。

(6) 前号の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助事業者としない。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、対策事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、知事が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

第5条 東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内又は補助限度額1億2千万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 知事は、第1項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、対策事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、対策事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を行う場合は、様式第4の2により、補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況)

第11条 知事は、対策事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、対策事業の進捗の把握に努めるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、対策事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る対策事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、知事は補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金（概算払）請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、様式第8による補助金精算書を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9号により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、対策事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第18条 補助事業者は、対策事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を対策事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 補助事業者は、対策事業の完了後、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は対策事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、対策事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、対策事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、知事が別に定める期日までに、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、様式第10による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第20条 補助事業者は、対策事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、知事が東京都職員をして、対策事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は対策事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、

当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第24条 非常災害等による被害を受け、対策事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(その他)

第25条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 4 号関係) 対象事業

対象事業	要件
(1) LED街路灯の設置	ア、イ
(2) ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置	
(3) ドライミストの導入	
(4) 災害支援拠点の整備	ウ、エ
(5) 消火栓スタンドパイプ等の整備	ウ、オ
(6) 広域防災マップの作成	ウ、カ
(7) 老朽化した街路灯の撤去	ウ、キ
(8) 老朽化したアーケード、アーチの撤去	ウ、ク

なお、上記事業の実施に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 環境対策への取組を行ったことを示すプレートを設置するすべての物件に貼付すること。

イ 来街者等に対し、環境対策への取組を普及啓発する広報・PR活動を行うこと。

ウ 来街者等に対し、防災対策への取組を普及啓発する広報・PR活動を行うこと。

エ 災害発生時の活動等の防災対策について地域の消防署又は区市町村と協定を締結していること。

オ 防災訓練を地域の消防署又は区市町村と連携して実施すること。

カ 都内の複数の区市町村にまたがる区域における防災マップを作成すること。

キ 保有する街路灯の2割以上かつ5基以上の撤去を行うこと。

ク 東京都特定施策推進型商店街事業で実施するものでないこと。

別表2（第4条関係）補助対象経費

1 補助対象経費（各事業）

区 分		摘 要
LED街路灯の設置に要する経費		
LED街路灯の設置に係る工事費		LED街路灯1基当たり60万円を限度とし、既存街路灯等の撤去費を含む すべての物件にプレートを貼付
プレートの貼付に要する経費		
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費		
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費		
ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置に要する経費		
ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置に係る工事費		既存街路灯等の撤去費を含む
プレートの貼付に要する経費		すべての物件に貼付
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費		
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費		
ドライミストの導入に要する経費		
ドライミスト装置の設置に係る工事費		
ドライミスト装置設置のための備品等の購入費		
プレートの貼付に要する経費		すべての物件に貼付
上記の工事実施に係る調査、測量、試験等の経費		
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費		
災害支援拠点の整備に要する経費		
災害支援拠点の設置に係る工事費		設置のための改修費を含む
上記の工事実施に係る施工監理等を委託する経費		
災害支援拠点の建物の購入費		
災害支援拠点用の土地及び建物の賃借料		事業開始日から当該年度の末日までを限度とする 月額30万円までを限度とする
消火活動や救護活動を行うための備品、備蓄する物資を管理するための棚の購入費		
消火栓スタンドパイプ等の整備に要する経費		
消火活動のための資器材の購入費		消火栓等を活用するもの
広域防災マップの作成に要する経費		
広域防災マップの作成費		
老朽化した街路灯の撤去に要する経費		
街路灯の撤去に係る工事費		
老朽化したアーケード、アーチの撤去に要する経費		
老朽化したアーケード、アーチの撤去に係る工事費		

2 補助対象経費（広報・PR活動）

区 分		摘 要
広報・PR活動に要する経費		商店街の連合会等に参加の場合に限り補助対象とし、その額は450万円までを限度とする (広域防災マップの作成については、補助事業者となるすべての商店街が参加の場合)
事業周知を図るために要する経費		
	チラシ等の制作費	
	広告の新聞折り込み経費	
	新聞、雑誌等への広報掲載料	
	商店街等が作成する広報物等に係る経費	
	来街者等に配布する記念品の購入に要する経費	
	コピー代、印刷代	
	インターネットホームページの掲載、更新等に係る経費	広報・PR活動に資するもの
	チラシ、広報物、記念品等のデザインを委託する経費	
	企画等の委託に要する経費	業務の一部を委託する場合
上記経費に付随する経費		
	事業のために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金等	
	事業実施に直接必要な消耗品費	
	撮影代	総額1万円以下の部分

注：表に記載のない経費は補助対象外とする。

(参考)

3 補助対象外経費

区 分		摘 要
災害支援拠点の整備に要する経費		
	土地の取得、造成及び補償に係る経費	
	運営委託及び維持管理に係る経費	
	備蓄用の物資の購入費	
広報・PR活動に要する経費		商店街の連合会等に未参加の場合
事業周知を図るために要する経費		
	イベントの実施に係る経費	
	フラッグ、横断幕等の制作、購入、設置に係る経費	
	ポスター等の制作費、印刷代	
	看板等の製作費	
	企画等の委託に要する経費	業務の全てを委託する場合

役員等の特定の者に係る経費		
	飲食費	
	記念品に係る経費	
	行政機関に対する謝礼	
	ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族に対して支出する経費		
	アルバイト賃金	
	謝礼	
	会議費	
	飲食費	
事業以外の商店街事業に使用できるもの		
	広報・PR活動以外に係るインターネットホームページの掲載、更新等に係る経費	
	パソコンの周辺機器等の購入費	
	備品の購入費	
	消耗品の購入費	
事業に直接必要のない経費		
	広報・PR活動以外に係るコピー代、印刷代	
	総額1万円を超える撮影費	
各事業の経費に付随する経費		
	振込手数料	